史料目録No. 99

70516

秘書室譲受資料

旧番号
IAx21(51)1/2

明治四三年、同四五年
明治四三年四分利公債
下請組合関係書類

金融史資料	
分類記号	IAx
整理番号	21(51)~1/2
資料名	秘書室譲受資料 (松尾総裁関係資料等)
保管容器	□105

研30009

通貨、金融史料	
分類	IBaヒソ
整理番号	い23/51
受入番号	い2969
名称	秘書室譲受史料 (松尾総裁関係史料等)
備考	1/2

明治四十三年、同四十五年
明治四十三年四分利公債下請組合関係書類

第一

北

借用証書
保管金ノ件
陸

重要書類目録

甲一号　下請銀行組合規約書並ニ附属書
甲二号　名古屋銀行ノ割引受金額決定書
甲三号　二月二日付上申ニ対スル大蔵大臣指令
甲四号　甲一ノ一ノ契約書
甲五号　甲一ノ一ノ募集下請契約書写
甲六号　幹事選定届書写
甲七号　幹事ヲシテ日本銀行ト契約ヲ為サシムル委任状写
甲八号　神田、小池、福島ノ各下請契約書写
甲九号　甲二ノ一ノ募集下請契約書
甲十号　甲二ノ一ノ募集下請契約書
甲十一号　四分利付債券買入手続約定書
甲十二号　同上手続日本銀行、兼摂頼母子
甲十三号　同上手続日本銀行ノ兼諾書

ホ、ノ件証書

第一号

北

下請銀行組合規約書

并附属書

此度政府ニ於テ五分利付内國公債ヲ四分以下ノ低利公債ニ借換ノ方針ヲ立メ着手ノ第一トシテ此際新ニ四分利付公債額面壹億圓ノ發行ヲ爲シ其收入ヲ以テ五分利付公債ノ償還ニ充當スル計畫ヲ立テラレ下名ノ銀行者ニ下請組合ヲ作ルコトヲ懇セラレタル府我等一同協議ノ上政府ノ計畫ヲ贊助シ公債低利借換ノ事業ヲ首尾好ク成功セシムル目的ヲ以テ下請組合ヲ作リ茲ニ規約ヲ設ケ互ニ固ク守ル事ヲ誓フ

第一條　下請額ハ其都度發行額ノ多少ニ依リ各銀行應分ニ引受ル事

第二條　組合銀行ハ各自ニ下請ニ依テ分担引受ヲ爲シタル公債ヲ發行價格以下ニテ他ニ賣渡サヾル事

第三條　組合銀行ハ各自ニ下請高ヲ組合以外ノ資本者ニ再下請

ヲ為サヽルヿヲ得此場合ニ於テハ其組合銀行ハ再下請者ニ
前條ノ取極ヲ嚴守セシムヘキ責任アルモノトス
第四條　組合銀行中分担引受ヲ為シタル公債ヲ發行價格以下ニ
テ賣却スヘキ必要ヲ生シタル時ハ其事情ヲ組合ニ申出其承諾
ヲ得テ處分スルモノトス
第五條　前條ノ場合ニ當リ組合ニ於テ其公債ノ處分ヲ引受ルヿニ決
定シタル時ハ賣却者ハ公債發行價格ヨリ下請料ヲ引去リタル
價格ニテ公債ノ處分方ヲ組合ニ一任スルモノトス
第六條　組合銀行以外ニ於テ新公債ヲ發行價格以下ニテ市場
ニ賣出ス者アルトキハ組合ハ之ヲ買取リ又ハ其筋ニ交渉シテ市價ノ
維持ニカムル事
第七條　第二回以下ノ借換ヲ實行スヘキ時機及金額ニ付テハ組合ニ於
テ協議ノ末政府ニ交渉スルヿヲ怠ラザル事
第八條　組合銀行ハ其引受タル公債ノ賣却高ヲ毎週一回
相互ニ報告スル事
第九條　組合銀行代表者ヲ以テ協議會ヲ組織シ本組合ニ關スル
諸般ノ協議ヲ為スモノトス
本組合ニ幹事二名ヲ置キ一切ノ事務ヲ統轄シ本組合ヲ代表セ
シムル事
第十條　組合銀行中萬一本規約ニ違反シタル行為アリタル時ハ幹事
ハ協議會ヲ招集シ審査ノ上全會員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ
除名ノ處分ヲ為スヿヲ得
第十一條　本規約實施後二ヶ年ニ至リ經濟社會ノ狀況ニ依リ必要ト認
ムル時ハ組合銀行ハ其筋ト協議シ此規約ヲ改定シ又ハ組合ヲ
解散スル事
以上

明治四十三年二月二日

下請組合一致ノ希望

一、募集ニ際シ氣ヲ添エル為メ發行價格ハ最低ノ定メヲシ其以上ノ價格ニテ應募申込ヲ為スコトヲ許サル、事

一、應募申込ニ對スル募入割當ノ手數ヲ省ク為メ發行者ニ割當ノ方法ヲ一任セラル、事

一、若シ前項ノ方法御採用難相成按分比例ニテ割當ヲ定メラル場合ニハ左ノ意味ノ規定ヲ設メテ發行ス

本公債ハ全額引受者ヲ定メテ發行ス

引受者以外ノ公衆應募高ガ募集額ニ超過スルトキハ按分割當ヲ為ス但シ五分利公債ヲ以テ拂込金ニ代用スルモノハ第一優先ニ割當ヲ受ケ價格以上ニテ應募申込ヲ為シタルモノハ第二優先ニ割當ヲ受クベシ

一、公債建相場ハ元金ダケヲ目安トシ利札ハ日割勘定ヲ以テ取引スル

下請組合一致、希望

本希望ハ規約書案ト共ニ大蔵大臣ニ
一部宛出

ニ募集ニ景氣ヲ添ユル為メ發行價格ハ最低ヲ定メテル其
價格ニテ應募申込ヲ為スコトヲ許サル、事
募申込ニ對スル募入割當ノ手數ヲ省ク為メ發行
者ニ割當ヲ定メタル
前項ノ方法御採用難相成按分比例ニテ割當
ル場合ニハ左ノ意味ノ規定ヲ公表セラレ度事
債ハ全額引受者ヲ定メテ發行ス
受者以外ノ公衆應募高ガ募集額ニ超過スルトキハ按分割當
但シ五分利公債ヲ以テ拂込金ニ代用スルモノハ第一優先ニ割當
價格以上ニテ應募申込ヲ為シタルモノハ第二優先ニ割當ヲ受
建相場ハ元金ダケヲ目安トシ利札ハ日割勘定ヲ以テ取引スル

コトニ政府ヨリ取引所ヘ命令セラレ度事

一、大蔵省ヨリ各種公債ニ關スル調査書及計表ヲ時々組合各銀行ヘ交付セラレ度事

以上

今般諸公債證書借換ノ廟算御確定相成候ニ付テハ私共各銀行ニ於テ應募盡力可仕旨御示諭ノ趣謹承仕候右者國家ノ利率革新ノ宏謨ト奉存候ニ付各自其力ニ應シテ盡瘁可仕候就テハ右取扱ニ關シ各銀行ノ間ニ別紙ノ規約協定仕候間御聞置相成度候且此借換公債ノ引受保證仕候ニ付テハ左記ノ要項諒承ノ御承認被下度候依テ規約寫相添此段上申仕候也

要項

一公債政策ニ關スル既定ノ方針ヲ鞏固ニ維持セラルル事

二償還期限ニ達シ居ル諸公債ハ總テ低利ニ借換ル政府ノ方針ヲ相當ノ方式ニテ世間ニ宣言セラルル事

三郵便貯金ノ利率ハ速ニ引下ケラルル事

四　向後公債償還ノ手續（目論見書共）及時期ニ付テハ此組合ノ意見ヲ徴セラルル事

五　公債借換ノ實行ハ向後先ツ此組合ニ協議セラルル事

以上

明治四十三年二月二日

下請銀行組合幹事
第一銀行頭取
男爵　澁澤榮一

横濱正金銀行頭取
男爵　高橋是清

大藏大臣侯爵　桂太郎殿

拝啓

今回政府ニ於テ五分利付内國債ヲ低利ニ借換ユルノ方針ヲ定メラレ候ニ付其計畫ヲ翼賛センガ為メ當下請組合組織致シ候處貴行ヨリ各種公債ニ關スル調査書及計表ヲ時々組合各銀行ヘ御交付被成下候ハヾ至極好都合ト存候間右御交付方御願申上度此段得貴意候　敬具

明治四十三年二月二日

下請銀行組合幹事
第一銀行頭取
男爵　澁澤榮一

横濱正金銀行頭取
男爵　高橋是清

日本銀行總裁男爵 松尾臣善殿

第二号

扣

各銀行分擔引受金額変定書

別紙規約書ニ從ヒ各銀行分擔引受
金額左ノ如ク変更ス

一金壹千萬圓　日本興業銀行

一金七百萬圓　横濱正金銀行

一金七百萬圓

株式會社 十五銀行

一金六百萬圓

株式會社 三井銀行

一金六百萬圓

三菱合資會社銀行部 三菱銀行部

一金六百萬圓

株式會社 第一銀行

六

一金五百萬圓

安田銀行

一金五百萬圓

株式會社 茅三銀行

一金四百萬圓

住友銀行

一金參百萬圓

株式會社 茅百銀行

一金參百萬圓　株式會社北濱銀行

一金參百萬圓　株式會社浪速銀行

一金參百萬圓　株式會社三十四銀行

一金參百萬圓　山口銀行

一金參百萬圓

合計金七千四百萬圓

以上

明治四十三年二月二日

鴻池銀行

第三号

秘第三二号

下請銀行組合幹事

第一銀行頭取　男爵　渋澤榮一

横濱正金銀行頭取　男爵　高橋是清

四分利公債募集ニ関シ本月二日付ヲ以テ申出ノ件聞置

明治四十三年二月九日

大蔵大臣侯爵　桂太郎

第四号

契約書

今般政府ニ於テ五分利付内國債借換ノ為メ四分利付公債一億圓ヲ募集セラルルニ付日本銀行ハ政府ノ命任ニ依リ之カ下請ニ関シ

横濱正金銀行
株式會社日本興業銀行
株式會社第一銀行
株式會社第三銀行
株式會社十五銀行
株式會社第百銀行
株式會社三井銀行
三菱合資會社銀行部

日本銀行

ヲ以テ組織シタル下請銀行組合ト左ノ事項ヲ契約ス

第一條　組合銀行ハ募集豫定額一億圓ノ内七千五百萬圓ノ下請ヲ為ス事

第二條　銀行組合ハ公衆ノ應募額面總高カ一億圓ニ滿タサルトキハ前條下請額ノ割合ニ應シ其不足額ヲ引受クルノ責ニ任スル事

第三條　前條ノ場合ニ於テ銀行組合ノ應募申込ハ第一條ノ下請額以内ニ於テ日本銀行總裁ニ一任スル事

第四條　銀行組合カ引受クヘキ國債ノ應募價格ハ最低發行價格トスル事

第五條　銀行組合ハ本契約ニ違反シタルカ為政府ニ損失ヲ及ホシタルトキハ組合者連帶シテ之カ辨償ノ責ニ任スル事

第六條　日本銀行ハ銀行組合カ本公債下請ノ責ニ任シタル報酬トシテ其下請額ノ百分

二相當スル下請料ヲ其拂込完了ノトキニ於テ銀行組合ニ交付スル事

右契約ヲ締結シタルノ證トシテ本書二通ヲ作リ雙方署名調印ノ上一通ハ日本銀行ニ一通ハ銀行組合ニ保存スルモノ也

明治四十三年二月四日

日本銀行總裁男爵 松尾臣善

下請銀行組合幹事

株式会社第一銀行頭取 男爵 澁澤栄一

横濱正金銀行頭取 男爵 高橋是清

下請銀行組合規約第九條ニ依リ横濱正金銀行頭取男爵高橋是清株式会社第一銀行頭取男爵澁澤栄一ヲ幹事ニ依嘱シ本組合ヲ代表致サセ候間此段御届申上候也

明治四十三年二月廿日

大藏大臣侯爵 桂太郎殿

政府ニ於テ五分利付内國債借換ノ為メ
四分利公債ヲ募集セラルニ付之カ下請
ニ関シ日本銀行ト締約ヲナス一切ノ権ヲ
横濱正金銀行頭取男爵高橋是清
及株式會社第一銀行頭取男爵渋沢
栄一ニ委任スル者也

明治四十三年二月四日

日本銀行

再下請契約書

今回政府ニ於テ従前發行ノ五分利公債借換ノタメ新ニ發行相成候第壹回四分利公債ヲ貴行ニ於テ下請相成候處右之内拙者共ニ於テ再下請致度旨願上候處御差被下候ニ付テハ貴行ニ對シ左ノ条項ヲ契約致候

第一條

拙者共ニ於テ貴行ヨリ再下請ヲ為ス金額ハ額面五百萬圓ト致候事

第二條

拙者共ハ公衆ノ應募額面總高（各下請銀行ノ應募申込高ヲ除ク）カ壹億圓ニ滿タサル時ハ第一條下請額ノ割合ニ應シ其不足額ヲ引受可申候事

日本銀行

第三條

拵者共ヵ再下請ヲ為ス國債ノ直段ハ最低發
行價格ト致ス事

第四條

貴行ハ拵者共ノガ本公債再下請ノ責ニ任シタル
報酬トシテ其再下請額ノ貳百分ノ壹ニ相當ス
ル再下請料ヲ其拂込完了ノ時ニ於テ渡方可
被下候事

第五條

再下請ヲ為シタル本公債ハ額面百圓ニ付金九
拾五圓以下ニテ他ニ賣却不致候事若シ不得止
事情ニヨリ右直段以下ニテ他ニ賣却ヲ要スル時ハ
貴行ノ御指圖ヲ請申上貴行ノ御處置ニ從ヒ可申候
其節ハ第四條ノ再下請料ハ御返戻可申上候事

第六條

拵者共ハ貴行ヨリ再下請ヲ為スニ付テハ他ノ下請
銀行ニ對シ更ニ再下請致ス間敷候事

第七條

本契約ニ依リ再下請ヲ為シタル拵者共一切ノ行
為ハ共同シテ其責任ヲ負擔致候事

以上契約ヲナシタル証據トシテ記名調印ノ上
貴行ヘ差入候也

合資会社福島商會
業務執行社員 福島浪藏

小池合資會社
業務執行社員 小池國三

紅葉屋國債事務部

明治四十三年二月十六日

神田鳴苾

株式会社日本興業銀行

添殽　添田壽一殿

第八号

契約書

今般政府ニ於テ五分利付内國債借換ノ為メ四分利公債一億圓ヲ募集セラルヽニ付日本銀行ハ政府ノ命任ニ依リ之カ下請ニ翼シ

横濱正金銀行

株式会社日本興業銀行

株式会社第一銀行

株式会社第三銀行

株式会社十五銀行

株式会社第百銀行

株式会社三井銀行

ヲ以テ組織シタル干
事項ヲ契約ス

第一條　組合銀行ハ募集豫定額一億
圓ノ内八千七百五十萬圓ノ下請銀行組合ト左ノ

三菱合資会社銀行部
合名会社　安田銀行
株式会社　浪速銀行
株式会社　三十四銀行
株式会社　北濱銀行
住友銀行
合名会社　鴻池銀行
山口銀行

第二條　銀行組合ハ公衆ノ應募額面
總高カ一億圓ニ滿タサルトキハ前條下請
額ノ割合ニ應ジ其不足額ヲ引受クルノ
責ニ任スル事

第三條　前條ノ場合ニ於テ銀行組合ノ應
募申込ハ第一條ノ下請額ノ内ニ於テ日本
銀行總裁ニ一任スル事

第四條　銀行組合カ引受クヘキ國債ノ應
募價格ハ最低讓行價格トスル事

第五條　銀行組合ハ本契約ニ違反シタル力
爲メ政府ニ損失ヲ及ホシタルトキハ組合者
連帶シテ之カ辨償ノ責ニ任スル事

第六條　日本銀行ハ銀行組合ヲ本公債下

請ノ責ニ任ジ各銀行ハ其下請額ノ百分ノ一ニ相當スル下請料ヲ其拂込完了ノトキニ於テ銀行組合ニ交付スル事

右契約ヲ締結シタルノ証トシテ本書二通ヲ作リ雙方署名調印ノ上一通ハ日本銀行ニ一通ハ銀行組合ニ保存スルモノナリ

明治四十三年三月十四日

日本銀行總裁男爵松尾臣善

全　文書局長島都太郎

下請銀行組合幹事

株式会社第一銀行頭取男爵渋沢栄一

横濱正金銀行頭取男爵高橋是清

日本銀行

第九号

第二回四分利付公債
各銀行分担下請金額決定書

日本銀行

第二回四分利付公債各銀行
下請金額左ノ如ク決定ス

一金貳千萬圓　株式会社日本興業銀行

一金七百萬圓　横濱正金銀行

一金七百萬圓　株式会社十五銀行

日本銀行

一金六百萬圓　株式會社三井銀行

一金六百萬圓　三菱合資會社銀行部

一金六百萬圓　株式會社第一銀行

一金六百萬圓　合名會社安田銀行

一金五百萬圓　株式會社第三銀行

一金四百萬圓　住友銀行

一金參百萬圓　株式會社第百銀行

一金參百五拾萬圓　株式會社北濱銀行

一金参百五拾萬圓　株式會社浪速銀行

一金参百五拾萬圓　株式會社三十四銀行

一金参百五拾萬圓　山口銀行

一金参百五拾萬圓　合名會社鴻池銀行

合計金八千七百五拾萬圓

明治四十三年三月十一日

第十号

下請銀行組合規約第六條ノ趣旨ヲ實行ス
ル為メ茲ニ四分利付公債買入手續ヲ約定スルコト左ノ
如シ

第一條　四分利付公債ヲ發行セラルヽ場合ニ於テ發行價格以下ニテ市場ニ賣出スモノアルトキハ
下請銀行組合ニ於テ買持極度ヲ買入原價五百萬円迄トシ適
宜之ヲ買入ルヽコト

買入資金ハ下請各銀行ニ於テ第一回ノ下請高ニ按分シテ之ヲ負
擔スルコト

第二條　公債買入及ニ之ニ附帶スル事務ハ組合幹事ニ一任シテ之ヲ取
扱ハシムルコト

第三條　下請各銀行ハ公債買入ノ都度幹事ノ通知ニヨリ必要ノ
資金ヲ担額ニ即日拂込ムコト

日本銀行

第四條　買持公債ノ賣却又ハ其利子ノ受取リタルトキハ組合幹事ハ其都度出資額ニ比例シテ之ヲ各銀行ヘ分配スルコト

第五條　買持高極度ニ達シ尚ホ買入ノ必要アルトキハ買持公債ノ買上ヲ日本銀行ヘ願出ヅルコト

前項ノ場合ニ於テ買上ヲルハ、公債ノ額面ニ對シ年四分割合ニテ買入ノ日ヨリ買上ノ前日ニ至ルマデノ利子ヲ算出シ之ニ買入原價ヲ加ヘタル額ヲ以テ買上代價トスルコト但組合ニテ買持中ニ利札仕拂ヲ受ケタルトキハ其利子額ヲ買入原價ヨリ控除スルコト

第六條　公債買入ノ場合ニハ組合幹事ニ於テ豫メ日本銀行總裁ニ内議シ實行ノ上買入金額、買入價格、其他必要ノ事項ヲ詳細同總裁ヘ報告スルコト

以上

四分利公債ヲ賣却スルモノアルトキハ組合ニ於テ買入ノ手續ヲ爲ス者ハ左ノ通リ承知相成度此段及申出候也

明治四十三年三月二十二日

日本銀行總裁　男爵　松尾臣善

下清銀行組合幹事
株式會社第一銀行頭取男爵　澁澤榮一殿
橫濱正金銀行頭取男爵　高橋是清殿

十二号

横濱正金銀行頭取 男爵 高橋是清 殿

十一号

古書ノ

淨書ヲ引換

四分利付公債ヲ發行候ニ付テハ左ノ各項ニ依リ貴行ヲシテ引受ケシメ且ツ募集ノ事務ヲ取扱ハシムルコトヽ致シ度ニ付テハ別紙ノ通リ御建議相成度尚ホ修正ノ上御承認相成度此段申進候也

明治四十二年三月十七日

日本銀行總裁 男爵 吉原重俊

一 請銀行組合幹事

株式會社第一銀行頭取 男爵

横濱正金銀行頭取 男爵

日本銀行

十二号

古書ノ引継

四分利付公債ノ売買
ヲ為スモノアルトキ価格ノ
ニ於テ買入ノ手続ヲ
ノ申出ノ通リ承諾
此段及ヒ回答ヲ也

明治四十三年三月廿六日

日本銀行総裁
男爵 松尾臣善

下清銀行組合幹事
株式会社第一銀行頭取 男爵 渋沢栄一殿
横浜正金銀行頭取 男爵 高橋是清殿

日本銀行

下請組合書類お納め致し候間、御落手
御査収お願い申上候也

十月十六日

高橋亀吉

第一銀行殿

営業課第一係

之ヲ乗海丙第　号ヲ以テ手続　某西重ニ依リ本

日本銀行

引渡書

日附

之ヲ差添可致ニ付テハ手続其他全ク依リ本

- 第一号　　一般事業資金貸付ニ関スル覚書
- 第二号　　第一回名義銀行組合規約書並ニ附属書
- 第三号　　二月二日付上申ニ対スル大蔵大臣指令
- 第四号　　第一回名義銀行組合割引受金額決定書
- 第五号　　第一回募集下請契約書
- 第六号　　幹事選定通知書
- 第七号　　幹事ノ日本銀行ト契約ヲ為サシムル委任状
- 第八号　　神奈川県ニ対スル第一回募集下請契約書
- 第九号　　第二回名義銀行組合割引下請金額決定書
- 第十号　　四分利公債買入償還契約書
- 第十一号　　日本銀行ニ対スル第一回募集事務取扱
- 第十二号　　日本銀行ニ対スル委任状

下請組合書類綴

日録

一、	仲買人取引ノ件ニ付日本銀行ト協議ノ件 十面	二月廿二日	
二、	再下請先面	二月十日	
三、	市二面募集ニ関シ協議事項		
四、	市二面再下請先面 五面		
五、	慶応申込方日本銀行ヘ一任ノ件	四月九日	
六、	四月十三日決議ノ件	四月十三日	
七、	市三面債ノ件ニ関シ小山氏ヘ通知	五月五日	
八、	買持ち債引受希望者無面者 十五面 四面		
九、	公債売却面	九月十日	
十、	組合存債ノ件ニ付小山氏来東	十月六日	
十一、	旧総武鉄道社債償還告示案		

之ヲ兼テ可取ニ付テハ手続等面倒ニ依リ本

十二、旧統我鉄道第二社債償還告示案
十三、臨時事件公債鉄償還告示案
十四、所有公債証書換証交付ノ件伺出

昭和　年　四月一日
十月十日
十月一日

之ヲ兼任可致ニ付テハ手続等別紙ニ依リ本

株式會社第一銀行便箋

下記組合書類
御依托申込候間
受取四拾四年十一月十八日
第一銀行取締役
佐々木勇之助

別紙為換證書御渡被

明治　年　月　日

於東京

之ヲ第證可致ニ付テハ手續等萬事御依リ本

株式會社栗一發行領收

四十三年三月十七日
第一八号

明治四十三年三月十七日　秘書役

總裁
副總裁
理事

四分利公債優先維持ノ件ニ付別紙写ノ通リ組合員申出アリタルニ付左案ノ如ク大蔵大臣ヘ内上申ヲ致シ度此段及御報告候也

案

四分利公債優先維持ノ件ニ付別紙写ノ通リ組合員申出者之有処本行ニ於テモ下諾ノ上組合員ヨリ申出者之有候ハヽ本行ニ於テモ之ヲ兼諾可致ニ付テハ手続第四条ニ依リ本

打ニ於テ組合員ノ買受候株金ニ更ラニ之ヲ政府ヘ納付ノ筈ニ付此段御諒知ヲ乞フ也

大蔵大臣

日本銀行總裁

四分利付公債ヲ発行価格以下ニテ市場ニ売出スモノアルトキ下請銀行組合ニ於テ価格維持ノ為メ之ヲ買入ルヽ手續別紙ノ通リ相定メ置度候ニ付此条諒知被下度此段願上候也

明治四十三年三月十七日

下請銀行組合幹事

株式会社第一銀行頭取男爵 渋沢栄一

横濱正金銀行頭取男爵 高橋是清

日本銀行總裁男爵 松尾臣善殿

下請銀行組合ハ組合規約第六條ノ該当ノ実行ヲ為ス為ニ四分利付公債ノ発行價格以下ニテ市場ニ売出スモノヲ左ノ如ク

第一條　四分利付公債ノ発行價格以下ニテ市場ニ売出スモノトキハ下請銀行組合ニ於テ買持極度ノ買入余價五百萬円迄ト適宜之ヲ買入ルルコト

買入資金ハ下請各銀行ニ於テ第一回ノ下請高ニ準ジ之ヲ負擔セシムルコト

第二條　公債買入及ニ之ニ附帶スル事務ハ組合幹事ニ於テ之ヲ取扱ハシムルコト

第三條　下請各銀行ハ公債買入ノ都度幹事ヨリ通知ニヨリ必要ノ資金ヲ負擔額ニ即日拂込ムコト

第四條　買持公債ノ賣却又ハ其利子ノ受取リ及ヒ其
幹事ハ其都度出資額ニ比例シテ之ヲ各銀行ヘ分配スルコト
第五條　買持高極度ニ達シ尚ホ買入ノ必要アルトキハ買持公債
ノ買上ノ日本銀行ヘ願出ヅルコト
前項ノ場合ニ於テハ買上ラルヽ公債ノ額面ニ對シ年四分ノ割合ヲ
以テ
買入ノ日ヨリ買上ノ前日ニ至ルマテノ利子ヲ算出シ之ヲ買入金額
ニ加ヘタル額ヲ以テ買上代價トスルコト但組合ニテ買持中ニ利札仕
拂ノ受ケタルトキハ其利子ノ額ヲ買入金額ヨリ控除スルコト
第六條　公債買入ノ場合ニ於テ組合幹事ニ於テ豫メ日本銀行總
裁ノ内議ヲ實行ノ上買入金額、買入價格、其他必要ノ事
項ヲ詳細同銀行ヘ報告スルコト
明治四十三年　月　日

日本銀行總裁
男爵　松尾臣善

秘第七八号

明治四十三年三月十七日付秘第一八號
上申ノ件聞置
明治四十三年三月二十二日
大藏大臣侯爵桂太郎

總裁
副総裁
理事

大藏省

日本銀行大阪支店

ノ、

明治　年　月　日

第二回四分利付國債募集ノ件ニ付上申、

一、應募申込、

當支店管内ニ於ケル第一回四分利付國債應募總高八壹千六百七拾餘萬圓ニ達シ其内大阪市内ノ分壹千四百八拾餘萬圓ニ上リ附近地方ニ在テハ神戸ノ六拾參萬餘圓及姫路ノ五拾餘萬圓之ニ亜ギ和歌山、堺及奈良ノ如キハ何レモ拾餘萬圓ニ過キザリシ右様ニ市内ニ於ケル取扱店ノ払込ハ壹千參拾餘

綴戻
副島
理事
吉井
結束

2、

明治　年　月　日

萬円ヲ最高トシ二十四銀行ノ参百弐拾九萬余圓之ニ亜ギ浪速銀行及山口銀行ノ各弐百拾余萬圓、當店ノ百拾壹萬余圓、鴻池銀行ノ六拾萬余圓、住友銀行ノ弐拾萬余圓ノ順次高次ニ成績ヲ挙ケ市内臨時派出所及再下請等ニ於テハ往時国庫債券募集當時ト異リ盛ナル廣告ノ利用及戸毎ノ申込書配付等ノ手段ヲ採ラザリシ迄ニハ一般住友、鴻池ノ両行ヲ除クノ外ハ夫々應募ノ勧誘ニ努メ内心相競フテ良好ナル成績ヲ挙ケンコトヲ希ヘルモノヽ如ク大口ナル應募者ニ対シテハ下請銀行ノ理事者自ラ往訪シテ自行ヘ申込マシメタ

3.

明治　年　月　日

ルモノモ少カラズ再不請者ヲ有價証券現物ヲ及
株式仲買人ノ一團ノ如キハ數回ヲ問新ヲ紙上ニ載ヲル
廣告ヲ出セル始末ニ有之銀行者ヲ在テモ所固ヨリ
治ノ如キハ自ラ可ナリニ奔走セル一人ナルヤニ傳ヘラレ
為メニ今回ノ取次口數ノ如キモ全行ハ百九拾九口
ノ多キニ達シ候ヲ始メトシ北濱銀行ノ九百九口ニ近
ク、三十四銀行ノ五十一口當支ノ百拾壹口、浪速銀行ノ六十九口、鴻池
銀行ノ五十一口當支ノ百拾七口、住友銀行ノ九拾六口
順次之ニ亜ギ申候、
當市内ノ取扱店ニ対シ五萬圓以上ノ應募申込ヲ
ナシタルモノ左ノ如クニ候、

4.

明治　年　月　日

申込者	應募額面	内訳		摘要
大阪株式取引所	二、〇〇〇、〇〇〇 圓	普通申込	一、〇〇〇、〇〇〇 圓	仲買人経由 北浜銀行取扱
大阪貯蓄銀行	一一、一六七、七〇〇	代用申込	一〇、〇〇〇、〇〇〇 圓	仲買人経由 北浜銀行取扱
有價証券現物 野村徳七（五千株）	一、〇二一、四五〇	〃	五〇〇、〇〇〇	浪速、鴻池、山口ノ三行取扱
株式仲買人 藪田、杉本、松井連名（五千株）	一、〇〇〇、〇〇〇	〃	八〇〇、〇〇〇	仲買人経由 三菱、山口、北浜ノ三行取扱
日本生命保険会社	一、〇〇〇、〇〇〇	〃	一、〇〇〇、〇〇〇	仲買人経由 北浜銀行取扱
日本貯金銀行	一、〇〇〇、〇〇〇	〃	六三四、五五〇	北浜、浪速、三菱、山口、取扱
鴻池永義（三十四銀行）	一、〇〇〇、〇〇〇	〃	三六五、四五〇	浪速、三菱、及當支店取扱
浪速銀行	六七四、七五〇	〃	一、〇〇〇、〇〇〇	三十四銀行取扱
北浜銀行	五六四、二〇〇	〃	六七四、七五〇	浪速銀行取扱
有價証券現物 竹原友三（五千株）	五三五、八〇〇	〃	五六四、二〇〇	北浜銀行取扱
	二〇〇、〇〇〇	〃	三三五、八〇〇	仲買人経由 三菱、山口取扱
		代用（九十五日限）	代用（九十五日限）	

第四條　買持公債ノ賣却又ハ其利子ノ受取ヲ名下總組合

5.

明治　年　月　日

株式仲買人 藪田忠次郎（無下請者）	五〇〇、〇〇〇	—	三十万円、九十五日 二十万円、九十五日	仲買人信用			
前田時三（諸建物行為）	二七一、三〇〇	二七一、三〇〇	償却中ノ	三十日約束手形			
阿波商業銀行	二三一、五五〇	二三一、五五〇	〃	諸建物抵当	仲買人信用 住友、諸建物行抵		
加島銀行	一九四、九〇〇	—	一九四、九〇〇	〃	仲買人信用 加島銀行抵当		
渡辺常次（農業）	一九一、〇五〇	—	一九一、〇五〇	〃	諸地券抵当		
大阪西燐寺合名会社 株式仲買人 芝田大吉	一六〇、七五〇	—	一六〇、七五〇	〃	当支店抵当		
豊田伊左ヱ門	一三四、三五〇	—	一三四、三五〇	〃	仲買人信用 当支店抵当		
大阪米穀取引所	一〇〇、〇〇〇	—	一〇〇、〇〇〇	九十五日十銭	三高、諸地券抵当		
和田保太郎	一〇〇、〇〇〇	—	一〇〇、〇〇〇	償却中ノ	北浜銀行抵当		
谷川清隆（逓信副官）	一〇〇、〇〇〇	—	一〇〇、〇〇〇	四万円、九十五日 三万円、九十五日 三万円、九十五日 償却中ノ	諸建物抵当		
〃	一〇〇、〇〇〇	—					

6.

明治　年　月　日

大同生命保険会社	八九、九五〇	一	八九九五〇	償却申込	当支店取扱
徳田平次郎	七六、三〇〇	一	七六三〇〇	〃	山口銀行取扱
有岡直七	六〇、〇〇〇	一	六〇〇〇〇	九十五円十銭	〃
近江銀行	五八、三〇〇	一	五八三〇〇	償却申込	当支店取扱
大阪三品取引所	五七、〇五〇	一	五七〇五〇	〃	当支店及山陽貯金取扱
大阪北畑生命会社	五〇、〇〇〇	一	五〇〇〇〇	九十五円二十銭	三十四銀行取扱

今回ノ第一回四分利国債ノ応募ヲナスニ際シ五分利国債代用申込ヲナセシモノ壹千参拾八萬余圓ニ達シ就中第二回国庫債券代用ノモノ最モ多ク詰極ノ国債別額面ノ大略左記ノ如ク成申込、

明治　年　月　日

国債名	提供額面	今回ノ代用申込提供債券ニ対スル百分率	前支店貸内並高ニ対スル百分率
第二回国庫債券	四十六万円	約四割	約壱割九分
第三回　公上	百拾万円	〃一割	
第五分利公債	二百六万円	〃二割	〃五分七厘
整理公債	百六万円	〃一割	〃一割
軍事公債	九十四万円	〃九分	〃一割三分
五分利公債	三十八万円	〃三分六厘	〃一割
七号五分利公債	二十九万円	〃二分八厘	〃三分四厘
甲号　公上	十九万円	〃一分八厘	〃七分八厘
煙草口座債券	十万円	〃九厘	有価中
海軍公債	六万円	〃五厘	約四分五厘

今廿	千〇三十八万余圓、	

備穂発行ノ場合ハ、應募者ノ範圍多クハ旧公債所有者ニ限ラレ、殊ニ今回ハ代用申込ニ対シ絶対募入ノ優先権附與ハサレル事トテ如何ニ好果ヲ奏シトモ新規発行ノ場合ノ如キ起ニハ至リ申サズ殊更戦時愛國心ニ訴ヘテ発行シタル國庫債券ノ如キ狂熱的應募申込ノ態度ハ到底視ルベカラザル次第ニ有之、而カモ久敷借換発行ニ慣熟セザル市場ハ唯五分利公債ヲ低下シテ四分利トナリ、隨テ從来五千圓ノ公債ヲ有スル

4.

明治　年　月　日

新規発機後一ヶ年ニ立チ国庫利息収入ヲ減スト
云フ如キ簡単ナル誤想ニ駆ラレ苟メ特ニ公債
ヲ唯一ノ放資物トシ其利息ニヨリテ生計ヲ維持ス
ル者ハ一層振替ノ申込ニ跡踏ミ以次市ニ公売
借物ノ趨吉、甚シ方法ニ利廻計算ニ疎ク
未タ充分世間一般ニ徹底セザル形迹有之ト
立分利国債ニ他ノ有価証券中迫時ニ於テ償還
セラルベキ危険ヲナク利廻リ上国債ノ上ニ
モノ少ナカラザル為メ今回ノ庶募ハ左迄ノ盛況ヲ呈
セザリシコト、ラ有候、
偖テ日本貯金銀行頭取ノ如ク今回ノ借換ガ国家

10、

明治　年　月　日

的事業ナルヲ會得シ幾分之ヲ賛ケルノ心意条ヲ有シ、シカゲケート、ノ意夢ニ往時ニ比シ格段ノ態度ナリシヲ罵リタルモノ右之ヤニ那及ホセモ勘定高キ京阪人士ハ一モ採業、二モ採業ニヲ殊ニ株式仲買人其他ノ中ニ在リテモ自ラ永久所有ノ目的ヲ以テ應募セズ新公債ノ利廻上初年ハ六分七厘ニ當ルカメニ此際五分利ト乗換ヘ新ラシテ其利鞘ヲ利シタル後直ニ新公債ヲ売却スル魂胆ノ者之多分ノ者之又九十五圓ノ價格ガ発行後果シテ永久維持セラルベキヤ否ヤヲ疑ヒ斯カル疑問ノ公債ニ應ゼンヨリハ新公債ノ低落シタルヲ俟チテ

明治　年　月　日

初メテ 賭ボシテ 可ナリトスル者モ 有之、シンダイケート
等ヨリ先ツ九十五圓ヲ下ルコト ナカルベシトノコトヲ聞
クモ容易ニ之ヲ信ゼサリシモノモ 相見ヘ申候、
斯クノ如ク初メハ兜角 案ノ 如ク 相運ビ 市場一般ニ
後分悲観 致サレ居 唯僅カニ 今後續々借換ヘ
ラルベシトノ推測アルヨリ 据置期限ヲ 経過シタル
五分利公債ノ 有有ヨリ 今後引續キ四分利借換ノ
実行セラルヽ以上ハ有ル 其條件 恐ラクハ今
ザルベカラザル運命ヲ有スル 上ハ 遠カラザル中ニ四分利ニ 乗換ヘ
回ノ如ク有利ナルモノニ 非ルベシトノ 思惑ヨリ 應募
ヲ決意シタル者モ 往々有之、其外 政府ニ対シ国債

12、

明治　年　月　日

ノ借況ヲナセルモノヽ内ニ在ラス資力ノ豊富ナラザルモノ
及多少愛國的觀念ヲ有セサル者ニ非サレハ應セス
セル姿ニ付テ見ルニ
鉱ヲ其後第二回國庫債券一千萬圓ノ抽籤償
還發表セラレタルハ幾カニ一部面ニ於ケル人氣ヲ
變セシメ全國ニ債券ヲ有スル者中棄權ニ決セシモノモ
少カラザリシカ如ク大阪市カ第二回國庫債券百
萬圓ノ棄權アルヘク決定ニ於ケルトキノ
如キ十七万八千五十圓ヲ市ノ國庫債券ヲ以テ
當ル者ノ言明ニモ「市ノ國庫債券ヲ以テ當籤
スレハ来月ハ償還セラルヘク再ヒ其用途ニ苦シマザル
ベカラザルニ今回分利ニ棄權アレハ額面百參拾五

第五千四百圓ヲ得其額面ノ差金七萬七千巻百五十圓ノ利益ニシテ利廻ヲ圓産債券ノ五分ナルニ対シ新四分利ハ初年ニ於テ六分七厘六毛ニ當ルヘシト右之ハ次ノ場合ハ、尤モ極メテ細密ナル按算ニ係ル第二回圓産債券ガ若シ発行スルヲ之ヲ以テ直チニ甲号五分利ヲ買ハンカ多少ノ利得アリト申スモノモ有之、抑我圓産債券ハ僅カニ一千萬圓ナルヨリ更ニ一部償還ニ過キスト雖モ今四分利公債ニ乗換フコトナカルヘク従テ今俄ニ四分利公債ニ乗換フル必要ヲナカルヘク其後ニ据置ケハ毎年五分ノ利息ヲ生ムヘシトノ眞ノ目先キノ利益ヨリ寧ロ

躊躇セル者ヲ少ナカラス殊ニ
新聞紙ノ如キハ今回ノ倫敦
ノ煩雑、募集校閲ノ不備、募入高ノ不明瞭等
ヲ挙ケテ非難攻撃スルモノアリ是等ノ真相
ヲ知ラサルモノト雖、要スルニ衆権ノ利益ノ如何
ニ関スル重義ガ如キ公債ハ有
元ヨリ倫敦発行ノ真意
ニ通知セラレザルト銀行ノ定期預金ノ如キモ従
来永久ノ立合又ハ六合ナリニ慣レタルコトニハ一ハ明
今四合又ハ四合余ナリト見ルモ軍ニ一時ノ現象ニ
過キストナシ再ヒ往時ノ状態ニ復スヘキヲ夢想シ
容易ニ永キニ亘ル四合制公債ニ応スル放資ヲ敢テ

15.

明治　年　月　日

セザンモノ多キ有様ナルガ為メニ左ノ15ノ感況ヲ生セズ
レテ止ミタルコト、思考ニ依ル、
當地方面ノ不成績ハ上方人士ノ採算ニ細密ナル点ト
恰モ市内各方面ニ捻挙驚ギアリテ多少人気ニ
障リタルコトニモ起因スルト存ルモ大抵シンケート
連ノ東京ニ比シ約多勧誘ニ冷淡ニシテ其中ノ一
ニノ如キハ全ク自然ノ成行ニ放任シタル姿ナリシコト
モ要テカアルコト、存ル、シンケート銀行ニシテ其
本店ハ兎モ角支店ノ如キハ不関焉ノ態度ヲ持シ
居リ其中ニハ全ク本店ヘノ慮募申込ノ取次ヲ断ハリ
タルモノモ少ナカラズ殊更シンケート以外ノ銀行ニ

16.

明治　年　月　日

於テハ金ク越人ガ禁人ノ肥瘠ヲ見ルト一般甚タシク冷淡ナリシヤノ感アリ銀行ノ態度ニ支配セラルヽコト多キニ其趣如斯トセバ人気ノ引立タザリシ訳ニモ行カズ又新聞紙ガ取扱機関ノ不備ヲ喝ヘ其ムニ足ラス、新聞キテ其何故ニシンヂケート連ガ株式仲買人ニ手数料給付ノ慣ヲ茅ノ事次ニ対シテ相当ノ手数料ヲ給付セザルヤト謂フモノ強ク多理ナラヌコト、存ス、放資家ハ仲買人ニ依リテ動カサルヽヨリモ真率ナル銀行家ニヨリテ向背ヲ決シ候ハ元ヨリニハ〳〵而不清

17.

明治　年　月　日

仲買人ガ東京ヨリ之ヲ魁ニ諸新聞ニ盛ンナル廣告ヲ出シタルニ拘ラス、多クハ彼等自身ノ廣告ナリトシテ世人ノ輕視ヲ買ヒタルハ理ナキニ非スト雖モ、本行ノ廣告ト苟モ若シ ミンゲート 銀行ガ新聞廣告ヲナスニ各ナラザリセハ 仮令簡單ナル文字ナリトモ 世人ノ信頼ハ亟下諸仲買人ノ廣告ニ多信シタルヤ測リ知ルベカラズ、尚當初ニ於テ日露戰争中ノ臨時紙幣ノ發行ニ際シタリシモノ全部ヲシテ國債ニ振リ換ヘシメバ仮令其下諸銀行タルヲ得ザルモノニ於テモ必スヤ相當ノ力ヲ盡シタルベシト思考致サレ候、第二回四分利國債募集ノ後ニ於テ

斯ク陥サレハ或ハ世ノ疑惑ヲ招ク基タルベシト
モ考ヘラレハ共募集ノ効果ハ必ス宜シカルベシト
被存候、

二、下請銀行、

各シンヂケート、ノ意募ニ関スル世評ヲ聞クニ大略左ノ
如クニ有之、下請銀行自ラ応募申込ヲナセルモノハ
三十四銀行ヨリ行名義ヲ以テ百万円、浪速銀行
ヨリ自行及行名義合計百四萬余円、北濱銀行
行ヨリ五拾六萬餘圓ノ三口ノミニ付候、
(一)北濱銀行、　北浜シンヂケート加入ノ慫カニ他ノ

シンヂケート連ノ善ベザル所ニ有之、谷慎童ノ態
度ヲ欠クガ如ク目セラレ、従テシンヂケート規約ガ永ク
保持セラルヽヤ否ヤモ
サレ居ル観モ有之候、且下請惣代ノ際資産信用
其他ノ点ヨリ他ノ諸行ハ多ク有価証券現物ヲ
ニ許シテ株式仲買人ヲ排セント主張シタルカ如ク
ニハモ北浜ハ両団体ノ合同説ヲ固執シテ應セス
尤モコハ北浜銀行ノ立場トシテ全理ナラヌ点モ
ヒ居ルヘク共單ニ自行ノ得意先トシテノ情実ヨリ
来ルモノニ外ナラズ他銀行連モ遂ニ北浜銀行ノ
主張ニ対シ同意ヲ表スルコト、ナリシモノヽ陰ニ悪

日本銀行大阪支店

感ヲ懐キ居ル次第ニハ候ヘ共、又再下請ノ承次ニ係ルモノハ仮令一旦北浜ニ纏ムルモ之ヲ各シンヂケートニ按分配付スルハ理ノ当サニ然ルベキ処ニ北濱独リ之ヲ謝断スルノ虞アルカ故ニ他ヨリ進ンテ按分配付ヲ提議セント迄ノ議論ヲ起リタルガ如ク、又株式仲買人ヘノ手数料ニ関シテモ各シンヂケート、ニ周知セラルル前、岩下頭取ヨリ小塚常務ニ伝ヘラレタル如キ凡テ皆多少ノ悪感ヲ買ヒタル種子タリシニ相違ナク従テ他ノ諸種ノ疑念ヲ多ク北濱ニ集ル姿ト却成云ヒ、而シテ北濱自身トシテハ只管鹿夢窓ノ衆大ヲ期シ

馬車馬的ニ奮進シタル傾有之ヤ、従テ事務ノ取扱上ハ粗漏ヲ極メ整理ノ不充分ナルコト他ニ比シテ実ニ著シキモノ有之候。

(二)山口銀行。　暗ニ他ト競争シテ自ラ最高ノ意慕ヲ得ントスル観有之、即チ前記ノ如ク町田理事自身車ヲ飛バシテ大阪駐箚、日本生命、市役所其他ヲ勧誘シ居タル次第ニ候処、当行トシテハ新営利ガ九十五国ノ価格ヲ永ク維持スルモノトモ不被考候ニ付、甲号五分利ノ相場ハ甚タ低キニ失シ、如何ニ控目ニ見テモ百五円以上ノ価値アリトノコトヨリ頻リニ甲号五分利ヲ買入レツヽアリテ

22.

明治　年　月　日

シンガケート今携四分利公債ノ代用トシテ提供スルモノ、
売トナス下心ナキニアラス及候。

(三)三十四銀行、ハ流石ニ老猾ニ候、仲買人ノ手数料ヲ支払スルコトヽナリテヨリ急ニ仲買人ノ乗次ヲ勧誘シタルモノヽ如シ当支店ヨリハ其後仲買人自身ノ申込ヲ照会シタルニ対シ仲買人乗次ノ外自身申込分ニモ拾銭宛ノ手数料ヲ給付セラルヽヤ否ヤ其確答ナキ以前ニ於テ申込高モ返事ニ接スルトマデ放言シタル次第ニ候、而シテ自己ノ受クベキ手数料ヲ割カザル迄モ応募者ニ対シ仲買ヲ通シテ申込ムベキ旨ヲ勧誘シ仲買乗得ノ手数料ノ

日本銀行大阪支店

明治　年　月　日

一部ヲ割カシメタル形迹モナキニ非ズ、現ニ仲買人ノ小僧ヲ痛ニ入レ縛テノ庭暮ニ仲買人ノ印章ヲ捺押セシメバ其仲買人ハ軍ニ勘銭ヲ重ノ自数料丈ケニテモ承諾スベシト迄申居候トノ噂モ有之候、

(四)浪速銀行、鴻池銀行、ハ最モ正直ニ且ツ堅実ニ取扱ヒ鴻池ノ如キハ勧誘モ致サズサリトテ来ル者ヲ拒マザル態度ヲ持シタル様ニ有之候、サレバ両行共仲買人其他ヨリ自数料ノ幾分ヲ割カンコトヲ要求セラレタルニ対シ頑トシテ応セズ、従テ鴻池ノ如キハ従来仲買人トノ関係左

24

明治　年　月　日

近源カラザルニ依ルベクレ共仲買人ノ取次又ハ仲買人自身ノ申込ハ一口ヲ多ク数次ニ亘ルモ差支ナキモ一人ニテ数口ノ申込ヲ為シ又ハ他人ノ名義ヲ以テ申込ムガ如キハ厳ニ之ヲ禁ズ

(四)住友銀行、全行ハ今回ノ応募ニ於テ最モ冷カナル態度ヲ持シタルモノニ有之、同行自身モ株券上借越ニハ居ルガ如キ、又四分利ニ於テ九十五圓ノ価格ヲ保ツトセバ甲号五分利ヲ買入ルヽヲ得策トシ盛ンニ其方面ニ放資シタルモノヽ如ク現ニ過般来数回仲買人ノ手ヨリ百萬圓、東京方面ヨリ四拾六萬圓ヲ買入レタル由ニ有之、旧節季資金回収後猶ホ当店ヘ向ケ売引依表八拾萬、続テ新拾萬アリタルガ如キハ其ニ起

25.

明治　年　月　日

困セズヤトモ疑ハルヽ程ニ於テ、従テ得意先ニモ勧誘セズ單ニ應募者ノ名簿ニ過ギ不申候、

以上ノ今回ニ於ケル シンヂケート諸行ノ行動ノ概要ヲ記シタルモノニ有之候ヘ共今般第二回合ニテモ此際行ハレ候ハヾ右諸行中ニハ今回ヨリハ勧誘ニ努メ以テ意思ヲ充分ニ貫徹シ或ハ重ネテ公債ヲ有スル者ヲ突留メ之ニ赴イテ之ヲ説キ或ハ仲買人ノ利用方法其他ヲ考ヘ居ルモノモ可有候、

三、再下請者及一般株式仲買人ノ應募取次

26.

明治　年　月　日

兼ニ取扱手数料

當地ニ於ケル両下請者六人ノ行動ハ前既ニ記述
既往如ク数日間新聞紙上ニ盛ナル廣告ヲナセルト
各自ノ取引先ヘ対シ應募方ノ勧誘ヲ試ミ且ツ
両下請者中ノ五人ハ何レモ参拾参萬余圓以上
百弐萬余圓迄合計参百五萬余圓ノ應募申込既
申候、
當地ニ於ケル加島銀行ヲ始メ三井銀行ノ両下請者
タリシ由ニ候ヘ共右ハ勧誘モ既サスシテ止ミタル様
子ニ付屆候、
其後株式仲買人一同ニ対シ應募申込ヲ取次カシ

27

明治　年　月　日

※甚夥入高ニ対シ　%ノ多数ヲ以テ支給ノコト、ス但
当店ニ於テモ此ノ趣旨ノ儀早速株式取引所及
㍍締切ノ前日ニシテ急遽ノ際ニ付多ノ効果モ
奏シ得ザリシ次第ニ有之、従テ再下後者以外ノ株式
仲買人ノ取次セシモノニ在リテハ大阪株式取引所今般
百萬圓ヲ除ケバ其餘ノモノ甚タ少数ニシテ僅カニ
参拾萬圓ヲ出デス、取扱仲買人ノ如キモ芝田、濱崎、
及越ノ谷等ノ数人ニ過キザル有様ニ付、
募集締切ノ前日ニ至リ出頭ノ間ニ於テ株式仲買
人ヲシテ応募ノ取次ヲナサシムルコトハ、大ニ成ル可ク

28.

明治　年　月　日

関シ当地下請銀行連ニ在テハ北浜銀行ヲ除クノ外各ソト皆賛成致サズ居ルヤニ見受ケラレ株式仲買人ヲ便用セラレルヽヲ決シテ国債引受者ヲ増加シ得ベキモノニアラズト迄申スモノアル位ニ候、蓋シ株式仲買人ハ銀行ト異リ自ラ国債ヲ抱持スルノ力ニ乏ク其営業モ各ソト皆投機者流ノミニシテ永ク回金利国債ヲ所有スル如キモノ少ナク従テ此輩ヲシテ取次ヲナサシメルヽヲ庶幾者ノ多クヲ集メ得ルノ望ミ少ナク、唯其人気称業ナルヲ利用シ市場ニ於テ良好ナル時勢ヲ出タサシメントノ魂胆ナルヤト思考セラルヽ点ニ於テ取次カシムルコト餘リニ危険

29

明治　年　月　日

ニ出デハ為メ夢地ニ在テハ却テ日今和國債ノ不人氣ヲ醸シタル矣モ有之、株式ノ売方ニ在テハ陰ニ新國債ノ募集悪況ナルベシト考ヘテ自己ヲ利スルノ用ニ供シタルモノモ可有之、現ニ大阪堂島米穀ノ如キハ仲買人取次開始ノ告メ却テ益分夢現金申込高ヲ減少セルニ及ヒ候、

瞥事新報記事ニ依レハ費地ニ於テハ如何ナル訳ニ打揃ウテ各自百万圓ノ普通申込ヲナシタルカ趙ニ店後ヘ苦夢地ニ在テハ聊カモ斯カル事ナク、前述ノ如ク五人ノ取下請書ニ於テ丈ケ申込ヲナシタルカ

30.

明治　年　月　日

外、仲買人自身ノ申込ヲナセシモノハ誠ニ少ナク其結、
大口ナルモノトシテハ芝田大吉ノ代用申込拾参萬金圓
ノモノ一口アルニ過キ不申候、
當地ニ於テ一般株式仲買人ヲシテ應募ノ取次ヲナ
サシメル事ノ如カリシハ其取扱高ヨリ直下請
名義ノモノ並ニ大阪株式取引ノモノヲ除ケハ殘余
少額ナルヲ見テモ明ラカニ有之、而モ金額ノ大小ニ論
ナク、仲買人ノ取次ナクモ弘ント告令面ノ應募ニ漏
レザリシ口々ナリシガ如ク思考致サレ候、特ニ其甚
タレキモノニ在テハ仲買人ノ受クベキ自數料ノ立割
乃至七八割迄ノ割戻ヲ受ケシガ為メ故ラニ其

31

明治　年　月　日

手ヲ経タルモノヲ為シ、一旦仲実人ノ取次開始以前ニ於テ当支店ヘ申込ミタルモノヲ取戻シテ近仲実人ノ手ヲ経ント試ミ当店ノ拒絶スルヲトナリタルモノサヘ此次市ニテ如何ニモ明白ニ立方築質ヲ現ハシ居リ申ル、ニンゲケート銀行間ニモ自行ノ今回仲実人ノ手ヲ通サバ利益ナリトノ読ヲ出デルヨリ二ノ取引鈔リニ立テハ僅々ニノ小銀行丈ケ故ニ仲実人ノ手ヲ経居ルニ過キ申サズ、

往時國庫債券募集ノ際ニ於テハ其取扱ヲ数百枚ヲ多クモ1%内外ノ近支給ヲ以テ為メ取

日本銀行大阪支店

抜釘ニ於テハ應募高ニ対シ累品用株其一部又ハ多部分ヲ割戻シ示割戻高ノ多キモノヲ選ビ之ニ申込ミタルモノモ少ナカラザリシ　右様ニシテハ初ヨリ一割ノ数利ニシテ両カモ募入高ニ対シテノミ支給セラルヽ従テ別ニ割戻問題ヲ惹起セズ応募者亦割戻ノ多寡ヲ予メ細ニ酌量スルノ煩ナク、下請釘ニ於テハ

茲ニ於テ白致神宮問題ノ面処ト成リ下請
負ニ立ツテモ亦庶務若ヨリ其請求ヲ受クルモノア
ルニ至リ多クハ之ヲ仲買人ノ取次ニ廻シテ然ルベク交
渉セシメタル模子ニハ一般ニ保険会社及貯蓄銀行
等ノ額ニ対シ極秘トシテ多額ノ半額位割戻ノ
密約ヲ為ンニアラズヤト疑ハレ居ン銀行モ相見ヘ申
候、尤モ之ハ單ニ世人ノ想像ニ過キ不申、ヨシヤ銀行
ニ於テ斯カル内約設ケルトスルモ往時ニ於テ弘ク
公然且ツ一般的ニ競フテ之ヲナセルモノト異リ他ニ其
禁ヲ及ボスベキモノニモ非ラズト存候、
株式仲買人ノ取次ヲ受付ケラルヽコト、成

34

明治　年　月　日

ハ陛下請願者ノ一ヨリ保険会社及貯蓄銀行ノ大口申込ニ係ルモノニ近因様、支給セラルヽ様マジクヤト請求ヲ成ハヽ苦ハ役ヽ能リ多数ノ性質ヲ説明シヘ他ノ取次又ヽ国債事務ノ一部ヲ取扱フテコソ初メテ手数料支給ノ問題モ生ズベケレ保険会社及貯蓄銀行ヨナスモ元ヨリ自己ノ申込ニシテ他ノ取次ニアラズ且ツ国債事務ノ取扱ニモアラザルが故ニ敢テ支付ノ理由ナク強テ1/8%ノ支給ヲナストセンカ是レ即チ純然タル国債引受申込ニ償却ノ低減トナンベリ仮令之ガ為メニ故ラニ仲買人ト婦者シ其ノ名ヲ経ルコトヽ為ス

35.

ルトセバ、ソハ別個ノ問題ニ属スルト雖ドモ、

四、募集上ノ数字ヲ公ニセザルコト、

今回公債募集上ノ数字ハ従来ノ例ニ依リ之ヲ公ニセザルコトヽ、大成ハ当初市内諸新聞社ノ記者及探訪ノ輩結束シテ各社共ニ主義トシテハ四分利国債発行ニ賛成シ居ルヲ楯トシ其計数ノ一部タリトモ公表セラレ度旨ヲ種々常支庁及陸軍当出ニ対シ請求スル迄モ無之ハ勿論ニ候ヘ共小役ノ下寮ニ外国ノ例ナド引用シテ其理由ヲ説明シ且ツ国庫債券募集ノ際ニ於ケル在来ノ

明治　年　月　日

外國人ヨリ金地美空新聞ニ書セル虚妄記事ニシテ全ク無根ノコトナルヲ公表スルトセバ時トシテ早目ノ虚妄者ノ利益ヲ害スルコトモ少ナカラザルコトナド申聞カセ彼等ヲ怨ラシメズシテ金額セシムルコトニ努メルモ漸ク腑ニ落ケル様子ニ有之尚右ノコトモナク擬シテ貴地ニ於ケル鋭キ筆鋒ノモノヨリ弱クシテ今日迄来リ申候、中ニハ夢債ニ関スル計数ヲ公表セザルガ為メニ却テ世人ノ疑惑ヲ買ヒおメニ第一回四分利公債ノ募集ノ好果ヲ得ルニ至ラズシテ止メリト記述シ或ハニハ無コハ数分復讐的興味ヲ帯ヒタル記事ニシテ全ク無根ノモノトモ

37.

明治　年　月　日

新言不ら敬ふ、
諸新聞社ヲ今般非公表ノコトニ候ヘ共、
已ニ多少ノ悪感ハ今免レ可申ト一旦発
ギ可申ト与考申候、消失セザル迄ヲ漸次奮フ
右上申候也

明治四十三年三月二日

大阪支店長　松尾

総裁男爵松尾臣善殿

第二回四分利公債ノ募集ニ応募申込初日ニ至ラザル今日迄ノ際、利回計算其ノ他ニ関シ屢〻苦慮第一回発行ノ際ニ陥リ其ノ趣旨、利回計算繁雑ナリシト、申込機関ノ不足及手続煩雑ナリシ為メ応募ノ公債ニ絶対優先権ヲ与ヘラレタル為メ応募ノ範囲数分限ラセラレタル感ヲ有セシ事ノ実ニ鑑ミ今回ハ此等ノ点ヲ除去セラレ殊ニ二ヶ月以外ノ特ニ随時払ヲ設ケラレタル〻ハ前回ニ比シ一段ノ改善ニ拘ラズ、今回ノ如キ好景気ノ時ニアリテハ二ヶ月ニテ償還ノ方ヲ如何ニ多クノ人ガ希望シ且ツ良好ナラザル投機ニアラズヤト思ハルルヲ以テ前回ニハ寧ロ第一回発行ノ際ニ於ケル程度ニ止メ置キ然ル後ニ

第一條 買持公債ノ賣却又ハ其利子ノ受取ヲ委任ス

ガナカラサリシガ今回ハソレスラ絶タニヲ心掛キ次第ナリト申居候、

第壱ヲ実シタル原因ニモ認ムベキハ

(ロ)前回ヨリハ金利引締リタル傾向アル事ニ鈍カリシ

何ニモ大蔵省ノ金利引締ノ令ニ倣ヒ、モノト信シ(シンガケート迄ハ迅速ノ決断ノ令ニ出ラルルモノト信シ)其ノ時期ニ於ケル市場ノ実情ニ鑑ミ、俄ニ

陳其事ニ関シ政府ヨリ言明アリキトヤ云ハ

見地ヨリ速ニ物品資金ヲ放資スル如キハ、俄ニ

二千万円丈ケノ償還ト少キヲ遺ヲ生ジタル事ヲ

ニヲ従ヲ月末ノ要求資金ノ一部ヲ市ヲ

モノ四百万ヲ超エタル処ヲ市場ニ御キタル

前回ニ比シ頗ル迅速ニ事ハ

(二) 甲第弐号証ノ初メ頃ヨリ以上下落シ居リ候ニ対シ人気第一四半期ニ九十五円以下ニ下落スベキヤヲ疑ヒ居ル事、

(三) 英蘭物ノ金利一分六厘ニ上ル外国市場ノ金融緩和ヲ語ルニハヤカテ本邦市場ニモ好影響スベシト思ハルルコト、思フ外(估拔)ノ利ヲ感ゼサルベシト断ゼル事、

(四) 三月末ノ価格統ノ外話統ノ他入セラルベキモノガナカラズ一般ニ資金ノ需要ヲ感ジ公債株ニ気運キラント

(五) 五分利ノ借換ノ如キ四厘乃至一倍二至ル四半期ニヲ

申出セラルベシト一回ニ方ヘ、往ノ今急キ係ハノ必要ナシト認ムルトキハ其儘ニ差措クコト、尤モ前項ノ場合ニ於テハ遅滞ナク之ヲ申出ヅベキコト

二、採石中ニ名称、及施工ノ要旨ニ変更ヲ生ジタルトキハ遅滞ナク之ヲ届出ヅベキコト

三、前項ノ届出アリタル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ準ジ処分スベキコト

四、採石ノ方法ニ関シ公益上必要ナル命令ヲ為スコトアルベキコト

第十條　採石ノ認可ヲ受ケタル者又ハ其ノ相続人ハ左ノ場合ニ於テハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届出ヅベシ

一、採石ヲ廃止シタルトキ

二、名称又ハ住所ニ変更アリタルトキ

三、施業案ヲ変更シタルトキ

四、施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

五、施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

六、施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

七、採石ノ認可ヲ受ケタル者死亡シタルトキ

八、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタルトキ

九、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ継続セントスルトキ

十、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

十一、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

十二、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

十三、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

十四、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

十五、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

十六、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

十七、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

十八、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

十九、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

二十、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

二十一、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

二十二、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

二十三、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

二十四、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

二十五、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

二十六、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

二十七、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

二十八、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

二十九、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

三十、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

三十一、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

三十二、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

三十三、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

三十四、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

三十五、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

三十六、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

三十七、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

三十八、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

三十九、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

四十、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

四十一、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

四十二、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

四十三、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

四十四、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

四十五、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

四十六、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

四十七、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

四十八、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

四十九、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

五十、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

五十一、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

五十二、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

五十三、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

五十四、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

五十五、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

五十六、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

五十七、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

五十八、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

五十九、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

六十、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

六十一、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

六十二、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

六十三、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

六十四、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

六十五、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

六十六、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

六十七、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

六十八、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

六十九、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

七十、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

七十一、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

七十二、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

七十三、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

七十四、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

七十五、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

七十六、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

七十七、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

七十八、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

七十九、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

八十、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

八十一、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

八十二、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

八十三、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

八十四、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

八十五、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

八十六、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

八十七、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

八十八、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

八十九、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

九十、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

九十一、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

九十二、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

九十三、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

九十四、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

九十五、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

九十六、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

九十七、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

九十八、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

九十九、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

百、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

百一、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

百二、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

百三、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

百四、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

百五、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

百六、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

百七、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

百八、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

百九、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

百十、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

百十一、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

百十二、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

百十三、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

百十四、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

百十五、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

百十六、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

百十七、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

百十八、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

百十九、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

百二十、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

百二十一、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

百二十二、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

百二十三、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

百二十四、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

百二十五、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

百二十六、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

百二十七、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

百二十八、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

百二十九、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

百三十、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

百三十一、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

百三十二、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

百三十三、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

百三十四、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

百三十五、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

百三十六、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

百三十七、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

百三十八、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

百三十九、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

百四十、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

百四十一、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

百四十二、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

百四十三、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

百四十四、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

百四十五、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

百四十六、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

百四十七、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

百四十八、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

百四十九、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

百五十、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

百五十一、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

百五十二、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

百五十三、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

百五十四、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

百五十五、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

百五十六、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

百五十七、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

百五十八、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

百五十九、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

百六十、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

百六十一、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

百六十二、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

百六十三、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

百六十四、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

百六十五、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

百六十六、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

百六十七、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

百六十八、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

百六十九、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

百七十、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

百七十一、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

百七十二、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

百七十三、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

百七十四、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

百七十五、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

百七十六、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

百七十七、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

百七十八、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ニ至リ尚採石ヲ継続セントスルトキ

百七十九、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日ヲ経過シタルトキ

百八十、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ニ定メタル採石ノ終了ノ期日前ニ於テ採石ヲ終了シタルトキ

百八十一、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ採石ヲ廃止シタルトキ

百八十二、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ施業案ヲ変更シタルトキ

百八十三、採石ノ認可ヲ受ケタル者ノ相続人ニ変更アリタル場合ニ於テ其ノ相続人ニ於テ

昨日午餐會ニテ山氏ヨリ前署長ノ不可ナル旨ヲ
ト此儘ニ推移スレバ五千万円ヲ云ヲ取カベシ是非一工
風セザルベカラズトノ事ヲ
今朝山氏ガ支店長ヲ訪ヒシ談合ノ結果ヲ左ノ如
ク報告ス、

一、第二回四分回使前署長宛ニカヲス、昨日迄金
弐拾万繰好サリシト五万弱ヲ使ノ一時ヲ不
抜セルト今後ヲ約金ノ軟化ヲ
此儘ニテハ前四号迄カヲ不成跡ナルベキトニヲ
旦額ノ決ヲ支出ノ仲其他現実ニ係ル事ヲ
充分ヲ話ヲ使ヲ時実ヲ当迄ヲ
リヲ地方ヲ共同ヲ
```

第四條　異持分權ヲ賣却ヲ又ハ其利ヲ受取ヲ名ト雖ヲ
```

[illegible]

[illegible]

[illegible]

明治四拾五年　月　日
第　回大阪市
第　件大阪毎日新聞

三月十五日

銀行團解散

▲前内閣が公債整理と稱し四分利公債幷行のため組織せしめたる銀行團はその解散式を去十三日大藏大臣官邸において擧行せり所謂銀行團は去四十三年成立しその存續期限は去二月末を以て滿期とせる故にその繼續を決議せざる限りは二月末限り自然消滅となるべきものなりしなり然るに殊更解散式なるものを擧ぶたるは注意に値すといはざるべからず

▲「内閣更迭以來財政方針並に經濟狀態に著しき變化を來し最早公債引受銀行團の存在は實益なきのみならず諸種の内約狹に四分利公債賣出しに對する禁止的約款の如き却て相互に不便を感ずるものなり」とは銀行團の存續を必要とせざる理由なるが如し内閣更迭後財政方針一變し經濟狀態も變化せるは世人の目視するところころなれども諸種の内約なるもの厲行さる、に於ては少くとも四分利公債の低落を抑制するに多少の力なしとせざるなり然るに内約なるものは早き以前より一片の空文となりて事實上四分利債不賣同盟は崩壞しその結果として四分利債市價は刻々低落の歩調を辿り來れり斯の如き實行されざる約款の下における銀行團は存在するも何等の益なきを以て解散を宣言するに至りたるなるに澁澤男の如きは「既往二年間幸に何等の間違もなく今日に至り能く當初の目的を達し得たり」などいへるは傍りに白々しき言なり

▲銀行團既に解散されたり之れが影響は那邊に及ぶべきやは興味ある問題なり解散の内議定まれる頃より四分利公債が急激に下落せるとは吾輩既に之を說きたるが昨日もまた前日の午前に比し三十五錢方急落せり今後は何れの程度まで下落するやは何人も豫言し得べきにあらざるも四分利公債を有する銀行業者が利廻りの點より打算して之を資放つに於ては更に一段の下落を見るに至るべし又銀行團解散と共に政府は今後四分利債に何等の注意を拂はず且公債政策を全然改變して國債償還の如きも抽籤方法を買入銷却にして預金部所有の公債の買入れ改め主として預金部において新規公債を發行し他方において引受けしむるが如きを爲さんか既定の公債支辨事業を遂行する上において非常の便宜あらんも五千萬圓の公債償還によりて金融の調節を見んと期待せる者は必ずや意外の結果を見るに驚かん此點につき財務當局者は豫め方針を周知せしむるの意なき歟銀行團に關係あるものは勿論關係なきものも亦今後の公債政策につき政府の意志あるところを確むるの必要あるべしと信ず

▲銀行團解散式において山本藏相は「將來政府の財政方針は相變らず諸君の後援に依賴せざるべからず」との挨拶を述べ前日の手形交換所聯合懇親會において西園寺首相は「財政と經濟との關係の密接なるは言を俟たず而して財政を鞏固にし經濟を發達せしむるには必ずや兩者の調和を圖り相提携して其目的に向つて進まざるべからず」と演說したるは單に一場の辭令と見るべからず首相も藏相も衷心より財政經濟調和の緊切を感じつゝあるならん政府當局者に此言あり民間金融業者も亦此意を体せば銀行團の如きものは其存在と否とに依りて財界に影響を來すべき筈なけれども双方の意志に疎隔あらんか意外の故障を見るに至らん故に吾輩は此機會において政府將來の公債政策について詳細の說明を聞かんことを希がふものなり

ナホ少額ノ端数ヲ乗

明治四十五年三月廿日
依頼済ノ件

明治　年　月　日

日本銀行

第一條　其時々ノ優先利子ヲ受取ル外名下總株金

閣下及諸君

本夕先年政府ニ於テ五分利付内國公債ヲ借換整理ノ爲メ四分利付公債ノ發行ヲナサレタルニ際シ其ノ下請組合ヲ組織セラレタル各銀行ヲ代表セラルヽヒタル處各位ニモ御繰合セ御來臨被下又大藏大臣閣下ニ御光臨ヲ願各位ニ御來臨ヲ願又大藏大臣閣下ニ御光臨ヲ願ヒタル處各位ニモ御繰合セ御來臨被下又大藏大臣

明治　年　月　日

閣下ニ於カセラレテハ議會開會中政務甚ダ御繁忙ノ折ナルニモ係ラズ特ニ御快諾下サレ此ニ御光臨ヲ忝フシタルハ拙者ニ於テ甚ダ光榮トスル所ナリ

顧ミレバ一昨四十三年ノ春政府ニ於テ五分利付公債ノ募集ニ着手セラレントスルヤ諸君ニヨリテ代表セラルヽ所ノ京浜

備換ノ方針ヲ決定セラレ四分利付公債ノ募集ニ着

明治　年　月　日

日本銀行之

及大阪ノ十五大銀行ハ政府ノ内意ヲ奉シテ下請組合
ヲ組織シテ政府ノ公債募集ニ對シテ有力ナル援助ヲ
與ヘラルヽコトヽナリタリ政府ノ公債募集ニ對スル下
請組合ノ組織ハ我邦ニ於テ最初ノ試驗ナリシニ係ラ
ズ各位熱誠ノ致ス所甚ノ効果甚ダ顯著ナルモノアリ
タリ而シテ利付公債ノ募集ハ第一回壹億圓ニ止ラズ更

明治　年　月　日

日本銀行ヨリ

ニ第二回壱億円ニ及ビ而シテ其ノ市場ニ於ケル價格
ハ最モ確實ニ維持セラレタリ又日本銀行ガ政府ノ公
債募集ノ取扱ヲナスニツキテ下請銀行組合ノ存在
セシコトニヨリ幾多ノ便宜ヲ得タルコトハ申スマデ
モナキコトナリトス換言スレバ下請銀行組合ハ十
分ニ其ノ組織ノ目的ヲ達シタルモノトイフベキナリ

明治　年　月　日

日本銀行ノ

日本銀行ゟ

此等ノ點ニツキテハ大藏大臣閣下ニ於カセラレテモ
亦之ヲ御兼認アラセラルヽコトヽ信ズ然ルニ國家
ノ經濟狀態ハ日々ニ變化シテ一日モ止マズ爾來二年
餘ヲ經過シタル今日ニ於テ下請組合ハ十個ノ組合ト
ヨテ常時存續スルヲ要セザルニ至レリ因テ茲ニ一先
ヅ之ヲ解キ一段落ヲ付クルコトヽナリタリ是レ事情ノ

明治　年　月　日

変化ニ伴フモノニシテ組合成立ノ當時ヨリ豫想サレタル所ナリトス寸下請組合ハ組合トシテ此ニ存立セザルコトトナリタリト雖モ各銀行ガ組合ヲ組織セラレテハ依然トシテ存續シ必要アルトキハ政府ニ於テモ復タニ依賴セラルヽコトヲ得ベク從テ日本銀行モ亦ニヨリ幾多ノ便宜ヲ得ベキコトヲ

明治　年　月　日

期待シ得ルコトヽ信ズ

日本銀行ハ下請組合ト政府トノ間ニ介在シテ公債事務ノ取扱上其職務ヲ遂行スルニツキ多大ノ便益ヲ得タル縁故ニヨリ下請組合ヲ組織セラレタル各銀行ヲ代表セラルヽ各位ニ請ヒ本夕此ニ小宴ヲ催シタル次第ナリ設備甚不十分ナリト雖モ願クハ十分ノ

明治　年　月　日

日本銀行ブ

歓ヲ盡クサレンコトヲ、終ニ臨ミテ今タ大藏大臣閣下ガ特ニ御光臨ヲ賜ハリタルコトニツキ御礼ヲ申上ゲ

明治　年　月　日

日本銀行ヨ、

明治　年　月

日

日本銀行

第四條　未持之條文者不得攜帶入會場